

契約相手方の皆さまへ

※入札参加者、見積依頼者を含む。

電子契約についてのお知らせ

鞍手町では、公文書の電子化を主な目的として「電子契約」の運用を開始しました。

電子契約には、契約当事者双方の印刷・製本・押印・持参（郵送）の手間及びコストの削減だけでなく、印紙税が不要といったメリットもあります。

町が実施する電子契約の流れは次のとおりであり、インターネットに接続する環境と電子メールが利用できれば、簡単に電子契約を締結することができますので、是非、ご検討ください。

※入札公告及び見積依頼時の取扱い

契約締結を円滑に進められるよう、入札参加者又は見積依頼者の皆さまには、便宜上、入札時又は見積提出時に「電子契約利用承諾書」の提出をお願いしておりますが、落札者のもののみ有効として取り扱いますのでご了承ください。

■電子契約の流れ

